

中世武士社会に於ける婚姻関係

——鎌倉北条氏の場合——

並木真澄

について世代を追って考えてみたい。

一、第一世代 婚姻数 十九

1 義時——伊賀朝光女子

中世武士社会に於いて妻の親族、すなわち姻族の存在が重要な意味を有していたことはこれまでたびたび指摘されてきているが、先頃は鈴木國弘氏が中世領主の族縁共同体の在り方は鎌倉幕府の理想とする「一族」結合——家父長（本主）の権限により統率されている族的結合——ではなく、むしろ「親類」結合——ある特定人物（族長）の男系・女系双方の系譜につらなる人々をその族団構成の主要メンバーとしている結合——であったとされ、土地売券の分析を通して新しい領主制論を展開されている¹⁾。しかしながら姻族の重要性は説かれるものの、姻族そのものの実態、すなわち姻族の構成、姻族を形成する婚姻関係について言及されることは少なく、管見の限りでは鈴木氏のほか網野善彦氏がとりあげられている程度であり、中世領主層の姻族の問題はまだまだ多くの空白部分を残しているといえよう。そこで本稿では史料的に豊富な鎌倉北条氏の婚姻関係

「北條系図」によれば所生の政府に母の記載がある。また「吾妻鏡」元久二年（一一〇五）六月廿一日条に「今日未剋 相州室 伊賀守 朝臣女 男子平産 左京兆 是也」とある。時に相州は義時で、彼は「吾妻鏡」では元久元年（一一〇四）七月廿四日から建保五年（一一二七）正月廿六日まで相州と呼ばれている。そして「吾妻鏡」において左京兆と呼ばれるのは泰時と政村の二人であるが、同書でごく普通に泰時を示す場合には（前）武蔵守、或いは前武州禅室等であらわすこと²⁾、加えて政村の最終の官職が左京兆であること等、この左京兆は政村であると考えられる。更に「鎌倉年代記」・「関東評定衆伝」の政村の条にも「母伊賀守藤朝光女」

とあって、「北條系図」の記載を検証しうる。

一方「佐伯系図」によれば、伊賀守藤朝光は秀郷流藤原氏、秀郷の孫公光の五男公季の子孫、系図には朝光の女子に「北條政村母」の記述を載せここでも婚姻を検証することができる。

ところで「吾妻鏡」にみえる朝光は、文治建久年間は自立つ存在ではないが、承元の頃から個人的な記事がみられるようになり、建保年間(一二二二—一二二八)には三浦・和田・二階堂といった有力御家人とほぼ同等の任を果している。そして建保三年(一二二五)九月十四日条にその死亡記事が取められている⁽⁹⁾。

なお、この朝光女子は義時没後の元仁元年(一二二四)閏七月、所生の政村及び女婿の藤原(一条)実雅を擁して、実雅を將軍とし政村を執権とする陰謀を企てたが失敗に終わった。

2 義時——比企朝宗女子

「北條系図」にはみられないが、「吾妻鏡」建久三年(一二二二)九月廿五日条に「幕府官女号姫今夜始渡于江間殿御亭」。是比企藤内朝宗息女。當時権威無雙之女房也(中略)定嫁娶之儀云々とみえ、また「鎌倉年代記」は重時の条に「母比企藤内朝宗女」と載せ婚姻を確認するこ

とができる。

比企氏は武蔵国比企郡を本拠とする武士団であるが、「吾妻鏡」によれば頼朝の乳母の一人に比企尼がおり、頼朝の流人時代もかわらぬ厚情を以って彼を遇したという。その為もあってか比企氏は幕初より有力御家人の一人に数えられている。一族の能員は二代將軍頼家の乳母父であり、更には頼家の嗣子一幡の外祖父となるに及んで一時権勢を誇ったが、建仁三年(一二〇三)の比企氏の乱に於いて北条氏の手によって滅ぼされている。比企氏内部での朝宗の位置は不明であるが「吾妻鏡」にみえる初期の交名等をもる限りに於いては、朝宗は能員よりも上席であるから、おそらく能員よりも年長であると考えられるが両者の関係は不明である⁽¹¹⁾。

3 義時——阿波局

「鎌倉年代記」の泰時の条に母の記載がみえるが、他の史料からは検証できない。阿波局は時政女子に三代將軍実朝の乳母となる阿波局がおり疑問である⁽¹²⁾。

4 義時——伊佐次郎朝政女子

諸系図にはみえないが「関東評定衆伝」は所生の有時に母の記事を載せる。伊佐氏は「姓氏家系大辞典」に「天下

の大族にして、而も頗る難解の氏なり」とあり、この次郎朝政に關してもその出自は不明である。『吾妻鏡』に伊佐三郎行政がみえるほか、『承久軍物語』⁽¹³⁾に有時の手の者に「伊佐の三郎行正」とみえ、おそらくこの婚姻と關係があるものと思われるが詳細は不明である。

5 時房——足立遠元女子

諸系図にはみえないが『関東評定衆伝』の朝直の条に「母足立左衛門尉遠元女」と載せる。足立氏の出自は必らずしも明らかではないが、少なくとも頼朝の拳兵時には武蔵国内に勢力を有していたらしく遠元は幕府成立以降公文所の客人として姿をみせる。他の史料から婚姻を検証することはできない。

6 時政女子（政子）——源頼朝

非常に著名な婚姻であり多くを記す必要はないであろう。『清和源氏系図』⁽¹⁵⁾・『尊卑分脈』（清和源氏・桓武平氏）・『鎌倉年代記』『吾妻鏡』等々で検証される。所生に頼家実朝そして大姫・三幡がある。なお、大姫・三幡は諸系図からは政子の所生か否かは不明であるが、『吾妻鏡』により確認される⁽¹⁶⁾。

7 時政女子（阿波局）——源全成

この婚姻も著名である。阿波局は政子の妹、全成は頼朝の異母弟、幼名を今若といい、かの常盤御前と義朝との所生で義経の同母兄にあたる。阿波局は既述の如く三代將軍となる実朝、幼名千幡の乳母である。全成は建仁三年（一二〇三）五月謀叛の疑いで捕えられ、翌六月廿三日常陸國で誅された⁽¹⁷⁾。所生には阿野冠者時元が『尊卑分脈』・『清和源氏系図』から確認される。

8 時政女子——足利義兼

『吾妻鏡』養和元年（一一八一）二月一日条に「足利三郎義兼嫁于北條殿息女」と婚姻の記事がみえ、「足利系図」⁽¹⁸⁾・『清和源氏系図』に所生の義氏が確認される。足利氏は頼朝の祖父為義の兄義國の流れで、孫にあたる義兼の母は熱田大宮司季範女で頼朝の母の妹である。従って母方では従兄弟、父方では系図上の又従兄弟にあたる頼朝と義兼はともに時政女子を妻とすることによって義兄弟となったのである。また足利氏は御家人といっても他の御家人とは一線を画する名族であり、かつ上野国足利庄を領する大族であった。

ところで足利氏と北条氏の婚姻は鎌倉時代を通じて検出され、このほか具体的には第三、第五、第六世代で六例み

ることができ、この点については後述する。

9 時政女子——畠山重忠

『吾妻鏡』元久二年（一一〇五）六月廿一日条に「重忠者遠州掣也」とみえ、婚姻関係が検証できる。畠山氏は桓武平氏秩父氏族、所謂秩父一族の一つで武藏国男衾郡畠山庄を本拠とする御家人で、重忠は畠山庄司重能の子、『平家物語』等では豪勇をもって知られる。幕府内では元久二年六月、時政の後室牧氏の讒により重忠・重保父子を誅さんとする内々の討議に於いて、北条義時、時房が時政に対して、「重忠治叢四年以来、専^二忠直^一間、右大將軍依^下鑿^二其志^一給上、可^レ奉^レ護^二後胤^一之旨、被^二慫慂御詞^一者也、就中雖^レ候^二于金吾將軍御方^一、能員合戦之時、参^二御方^一抽^二其忠^一、是併重^二御父子礼^一之故也。（重忠者遠州掣也）」と述べた如く忠直をもって知られるが、義時・時房の言も空しく、重忠は元久二年（一一〇五）六月廿二日、四十二年の生涯を終えた。

10 時政女子——源義純

「清和源氏系図」の義純の項に「畠山重忠後家時政為女、^二妻女^一、重忠跡拝領、故号^二畠山太郎^一」（20）とあり、婚姻が検証される。また『尊卑分脈』（清和源氏）から所生の泰国が

検出できる。

11 時政女子——平賀朝雅（政）

この婚姻は『尊卑分脈』（清和源氏）により検証され所生に朝経がある。朝雅は大内義信の第四子、父義信は元暦元年（一一八四）に早くも源氏の一族として範頼・広綱とともに国司（武藏守）に任せられる程の人物で朝政も京都守護の任にいたが、在任中の元久二年（一一〇五）閏七月、時政と牧氏の將軍廢立計画の発覚によって、同月廿六日京都に於いて誅された。

12 時政女子——中納言国通

朝雅の誅された後に改嫁したものであろうが他の史料から検証することはできない。

中納言国通は正二位権大納言藤原泰通の息、正二位権中納言国通であろうと推定される。（25）『吾妻鏡』承久元年（一一一九）一月廿七日条に実朝の右大臣拝賀の御参の行列の中に「宰相中将國通」とみえるのが、おそらくこの国通であろうが詳細は不明である。

13 時政女子——坊門忠清

他の史料から婚姻を検証することはできない。忠清は正

二位内大臣信清の男で従四位上左兵衛佐である。兄の正二位権大納言忠信が後鳥羽上皇の討幕計画に参加。承久の乱に敗れ越後へ配流される等の目立った動きをみせるのに対応し、この忠清について詳細は不明である。

14時政女子——三条実宣

実宣は正二位権大納言、檢非違使別当を務め、父は參議中将公時、母は権大納言藤経房女である。「吾妻鏡」建保四年（一一二六）三月卅日条に「京都飛脚參^二着于相州御亭^一去廿二日三条中納言^{実宣}室逝去給之由申^レ之、是故遠州禪室御息女、相州御妹也」とみえ、婚姻関係が檢証される。

15時政女子——宇都宮頼綱

「宇都宮系図」⁽²⁶⁾は所生の泰綱に母の記載をのせ婚姻が檢証できる。頼綱は左衛門尉業（成）綱の子で歌人としても著名である。宇都宮氏は下野国宇都宮を本貫地とする有力御家人で、頼綱の子泰綱、孫の景綱、更にはその子貞綱と代々引付衆や評定衆となっており、「宇都宮系図」によれば、北条氏との婚姻関係も多くみられる。頼綱は元久二年（一一〇五）に謀叛を噂されて出家を遂げ、其後は目立った動きをみせなくなる。

16時政女子——藤原師家

頼綱の妻は後に天王寺摂政と婚姻関係を結ぶが、その折のことを「明月記」は次のように記している。「又聞、金吾縁者^{妻母}於天王寺一為二入道前摂政妻^一之由 惣告^二送女子並本夫許^{云々} 自称之條言語道断事歟^{禪門六十二女四十七}」頼綱と時政女子との所生の女子が定家の息為家——当時右衛門督であったので「金吾」とある——に嫁しているが、その女子のところに母から便りがあったというのである。師家は松殿関白基房の男で正二位摂政内大臣、氏長者で仁治元年（一一四〇）十月四日六十九才で薨じている。なお所生は檢出できない。

17時政女子——大岡判官時親

他の史料から婚姻を檢証することはできない。大岡氏は駿河国駿河郡大岡庄（牧）よりおこる時政の後室牧の方の一族であり、時親は「吾妻鏡」に畠山重忠誅殺の際、牧の方の使いとしてみえるが詳細は不明である。

18時政女子——伊子河野（通信）

「越智系図」⁽³¹⁾は四十五代通信の条に「後為北條時政婚」とのせ婚姻関係を檢証できる。所生に通久・通政・通末等がある。通信は「吾妻鏡」に少なからずみえ、建仁三年（一

二〇三) 四月六日条に「年来有^二鎌倉^一之処、適賜^二一身之暇^一「明日可^レ帰國^二」とあるように長く鎌倉にいたとみえ、「越智系図」には時政女子所生の通信女子に「北政所竹御所母儀也」と記し、通信女子が頼家の妾であったことが知られる。伊子河野氏はもともと伊子国の在庁官人で河野水軍をもつてしられる西国の名族である。

19 時政女子——稲毛重成

『吾妻鏡』建久六年(一一九五)六月廿八日条に「稲毛三郎重成妻北條殿息女」とみえ、婚姻関係を検証することができるが、この時「病悩太危急」であつた女子は七月四日に他界、その際重成は「不^レ耐^二別離之愁^一 頗倦^二勇敢之心^一、忽逐^二出家^一」という。稲毛氏は桓武平氏秩父氏流、武藏国桶樹郡稲毛庄を本拠とし、重成は小山田別当有重(畠山庄司重能の弟)を父とするので、畠山重忠とは従兄弟にあたる。ところが重忠について牧の方に讒言したのは重成であつて、その科により重成は重忠の誅された翌日、大河戸三郎の手によって誅されている。

二、第二世代 婚姻数 十九

20 泰時——三浦義村女子

『吾妻鏡』建仁二年(一一〇二)八月廿三日条に「江馬

(泰時) 太郎殿嫁^二三浦兵衛尉女子^一」と婚姻の記事がみえる。この婚姻は建久五年(一一九四)泰時元服の際に、頼朝が三浦義澄に孫娘の一人を将来泰時の妻とするよう命じたことの結末である。また「三浦系図」は義村女子の一人に「号^二矢部尼^一 北條泰時室、時氏母」と記すが、続けてこの女子が後に三浦一族の佐原盛運に嫁し、三人の子息をもうけたことを記している。なお『鎌倉年代記』は時氏項に「母駿河守泰村女」と記すが、駿河守は義村であつて、泰村女では年令的に合致しない。三浦氏は相模国三浦を本拠とする大族人で、拳兵以来の有力御家である。

21 泰時——安保実員女子

所生の時実には母の記載があるほかは他の史料から婚姻を検証することはできない。安保氏は武藏国児玉郡安保を本拠とし、武蔵七党の一つ丹党に属する一族である。

22 政村——三浦重澄女子

「北條系図」では所生の時村に母の記載がみえるが、「三浦系図」は重澄女子を記しておらず、他の史料から婚姻を検証することはできない。重澄は義村の弟である。

23 重時——平時親女子

『鎌倉年代記』・『関東評定衆伝』が所生の長時に母の記載をする為、婚姻は検証されるが、平時親については不明である。なお、『吾妻鏡』建長六年（一二五四）十月六日条に「奥州女房」とみえるのが、この平時親女子であるか否かは明らかでない。

24 朝時——大友能直女子

「北條系図」にはみえないが、『関東評定衆伝』は所生の時章に母の記載をのせる。「大友系図」は能直女子に「名越越後守平朝時室、尾張守光時、備前守時長、修理亮時幸等之母儀」を載せ、婚姻関係を検証することができる。大友能直は中原親能の養子で相模国大友郷を本貫とする御家人で、頼朝の庶子であるといわれるほどその殊寵を受けた有力御家人である。

25 実泰——天野政景女子

諸系図にはみえないが、『関東評定衆伝』は実時の条に「母天野和泉前司政景女」と記している。「天野系図」は政景女子を載せておらず、他の史料から婚姻を検証することはできない。なお、『吾妻鏡』建長六年（一二五四）三月十六日条に「掃部助 実時之母儀卒去」と記している。天野氏は伊豆国田方郡天野郷（庄）を本貫とする御家人で、政景

の父遠景は頼朝の挙兵時から「経廻士之内、殊以重御恩、輕身命之勇士」といわれた一人で、政景も父とともに挙兵時から扈從輩に加わっており、幕府草創の後も主要御家人として『吾妻鏡』に散見される。

26 義時女子——中原季時

「中原系図」等他の史料から婚姻を検証することはできない。季時は『鎌倉年代記』によると中原親能の一男駿河守で『吾妻鏡』には建久五年（一一九四）四月三日初見、以後將軍の側近ともいふべき立場で奉幣使等をつとめており、元久二年（一二〇六）十月十日、平賀朝雅にかわる京都守護として上洛、建保四年（一二一六）までその任にあつた。承久元年（一二一九）実朝の死に際して出家し（法名行阿）、承久合戦には三善康信（善信）、二階堂行政（行西）等とともに鎌倉留守の「宿老」の中にその名を見出すことができる。

27 義時女子——大江親広

「大江系図」・「尊卑分脈」等から婚姻を検証することはできない。「大江系図」によれば親広は幕府初代の政所別当大江広元の息で正五位下民部権少輔である。なお父広元は中原広季の子で前項で触れた親能の弟であるから、季時と

親広は従兄弟関係にある。

28 義時女子——源定通

大江親広より定通に改嫁したもので、『尊卑分脈』に所生の顯親（権中納言）、顯雲（大塔僧正）があり、婚姻が検証される。定通は源通親の四男だが長兄通宗の子として正二位内大臣に進み、「後土御門」と号し、宝治元年（一二四七）六十才で薨じている。

29 義時女子——一条実雅

『吾妻鏡』承久元年（一二一九）十月廿日条に婚姻の記事がみえる。それによれば実雅は鎌倉「大倉家右京兆居所傍」に居住したらしい。実雅は頼朝の妹婿である一条能保の三男で、『尊卑分脈』には従三位参議左中将とあるが、『吾妻鏡』では伊豫中将、或いは讃岐中将と呼ばれている。元仁元年（一二二四）義時の後室伊賀氏の企てに連座して十月廿九日解官、越前国に配流された。

30 義時女子——中将通時

一条実雅から通時に改嫁したもので、『尊卑分脈』は所生の通清に母の記載をのせ、婚姻を検証できる。通時は村上源氏、源通親の同母弟正二位権大納言通資の四男、正四位

下右中将となっている。

31 義時女子——一条実有

『尊卑分脈』は所生の公持に「母平義時女」と記し、婚姻関係を検証できる。実有は従一位太政大臣西園寺公経の二男で正二位権大納言にまで進んでいる。所生には前述の公持のほか公藤がある。

32 義時女子——足利家時

他の史料から検証できないばかりでなく、『尊卑分脈』・『吾妻鏡』・「足利系図」では家時の祖父泰氏の母が義時の子泰時の女子、すなわち義時の孫女であるとしており、明らか誤りと考えられる。

33 時房女子——一条高能

他の史料から婚姻関係を検証することはできない。高能はNo.29で触れた一条能保の一男で、No.29の実雅の母が「家女房」であるのに対し、高能の母は源義朝女であって、高能は頼朝の甥にあたる。従二位参議左兵衛督にまで進み、建久九年（一一九八）廿三才で薨じている。『吾妻鏡』には高能の子能氏が鎌倉に居たことが見え、高能は建久五年に京から下向の後はそのまま鎌倉に留まったのではないかと

考えられる。⁽⁴⁾

34 時房女子——一条頼氏

『尊卑分脈』によれば所生に能清、能基がある。頼氏は前項高能の一男で従二位皇后宮権大夫となっている。『吾妻鏡』によれば承久合戦の折には早々と京より下向して京の情勢を鎌倉に伝えている。⁽⁵⁾

35 時房女子——長井清広

『尊卑分脈』、「大江系図」によれば大江姓の長井氏に清広はみえない。長井氏はそのほか桓武平氏三浦氏族、或いは斎藤氏族が考えられるが、いずれにも清広は確認できない。⁽⁶⁾

36 時房女子——秋田城介義景

他の史料から婚姻関係を検証することはできない。『尊卑分脈』は魚名公孫に安達氏（秋田城介氏をも含む）を収めるが、義景の祖父盛長以前は不明といえるだろう。祖父盛長は挙兵前より頼朝に仕えた幕府草創の功臣であるが、秋田城介氏を名乗った父景盛もまた有力御家人として幕府中樞に位置し、義景も延応元年（一二三九）から評定衆となり、建長五年（一二五三）六月に四十四才で卒するまでそ

の任にあり、かつその前年からは五番引付の頭人をも務めた幕府の有力者である。⁽⁷⁾

このほか、この世代では北条氏内部での婚姻——仮に同族婚と呼称——が二組みられるが本稿は中世に於ける姻族の構成の分析を主目的とする為、以降原則として次の如く婚姻例として列挙するにとどめたい。なお世代の別は男性の世代を基準としている。

37 朝時——時房女子 同世代

『関東評定衆伝』は教時の条に「母修理権大夫時房朝臣女」と載せ婚姻を検証できる。

38 朝直——泰時女子 第三世代

『吾妻鏡』寛喜三年（一二三二）四月十九日条に「相模四郎朝直室武州息女男子平産」とあり婚姻関係を検証することができる。

なお、同族婚については後述する。

三、第三世代 婚姻数 二十一

39 時氏——秋田城介景盛女子（松下禪尼）

「鎌倉年代記」、「関東評定衆伝」は経時・時頼に母の記事を載せ、「尊卑分脈」は景盛女子を載せ「経時、時頼才母」と記しており、婚姻を検証することができる。景盛は安達盛長の一男で出羽権守である。

40 政長——長井時秀女子

「北條系図」にはみえず、「鎌倉年代記」は所生の時敦を載せるが、他の史料から検証することはできない。備前守時秀は大江広元の二男で長井を称した左衛門尉時広の嫡孫、建長六年（一二五四）引付衆、文永二年（一二六五）評定衆となり、記録のなくなる弘安七年（一二八四）までその任にあった。

41 時景——三浦泰村女子

「三浦系図」、「尊卑分脈」からは検証されない。ただし、「吾妻鏡」は宝治合戦の記事の後に、与党、縁座の者について触れているが、その中に「又越後入道勝圓申伝、孫子掃部助太郎信時^{十三歳}者、為「泰村外姪一也」とみえ、越後入道勝圓は時盛、姪は本来「をひ、めひ」⁽⁵⁾両方をさす。尚、註記に「姪、原作孫、（後略）」とある。

42 重時女子——宇都宮経綱

「吾妻鏡」康元元年（一二五六）六月廿七日条に「奥州禪門息女^{宇都宮七郎}卒去。々比流産。其後煩赤痢病^{云々}。」とある。経綱は「宇都宮系図」によれば下野守泰綱男、母は平朝時女子とある。

「吾妻鏡」では供奉人交名、或いは近習結番、御格子番の結番等の交名にその名をみることで、鎌倉在住を窺わせる。また同母兄の景綱は文永六年（一二六九）引付衆、同十年評定衆となり、以後記録の切れる弘安七年までその任にあったのであって、⁽⁵⁾宇都宮氏の鉛倉在住の可能性は強いといえよう。

43 泰時女子——足利義氏

「足利系図」、「尊卑分脈」は所生の泰氏を載せ婚姻が検証される。義氏は足利義兼の三男、母は北条時政女である。足利氏についてはNo.8を参照されたい。

44 朝時女子——足利泰氏

「足利系図」、「尊卑分脈」は所生の家氏を載せ婚姻関係を検証する。「足利系図」は泰氏について「依「本腹」立二家嫡」と記している。

45 時直女子——足利頼氏

他の史料から婚姻関係を検証することはできない。頼氏

は泰氏の三男であるが、これも「依本腹立家嫡」とある、母は北条時氏女子、北条氏では第四世代である。⁽⁵⁶⁾

以上三例にみる如く北条氏と足利氏は非常に密接な関係にあるが、この点については後述する。

46 泰時女子——三浦泰村

「三浦系図」、「尊卑分脈」等、諸系図から検証することはできないが、『吾妻鏡』寛喜元年（一一二九）正月廿七日条に「西一点、駿河次郎泰村妻^{武州御産}息女」とあり、婚姻が検証される。⁽⁵⁷⁾ 泰村は義村の二男だが家督となり三浦介を名乗っている。宝治合戦で自害した。

47 泰時女子——中将実春

他の史料から婚姻関係を検証することはできない。実春は正二位左大臣徳大寺実定の同母弟正二位大納言実家の一男公国の六男であろうか。

48 実泰女子——唐橋中将通治（春）⁽⁵⁸⁾

婚姻を検証することはできないが『尊卑分脈』の村上源氏に通治がみえ、「住関東、左中将」とあり、五代前の通時に唐橋の註記がみえる。しかし通時の妻が実泰女子の祖父

にあたる義時の女子であるから、年代的には明らかな誤りと考えられる。

49 実泰女子——小山長村

他の史料から婚姻関係を検証することはできない。長村は「小山系図」⁽⁵⁹⁾によると小山朝政の孫、文永六年（一二六九）に五十三歳で卒している。『吾妻鏡』には安貞二年（一二二八）五月十日に初見、以降將軍頼経の側にあり、流鏑馬や鞠の会等にその名をみいだすことができる。

50 実泰女子——大江広時

『尊卑分脈』に所生の少輔助太郎政広がみえ婚姻関係を検証することができる。広時は民部権少輔親広の男である。なお実泰女子の祖父義時の女子、すなわち伯（叔）母が親広の妻となっている。Na 27を参照されたい。

51 朝時女子——毛利（大江）広光

他の史料から婚姻を検証することはできない。「大江系図」によれば広光は、大江広元の四男で毛利を名乗った安芸介季光の一男である。広光に関して詳細は不明であるが、父季光は貞永元年（一二二二）から評定衆の任にあり、宝治合戦に連座して誅されている。

なお、広光と前項の広時、及びNo.40の時秀は皆従兄弟にあたる。⁽⁸⁾

52 政村女子——城六郎顯盛

「尊卑分脈」は所生の太郎左衛門尉宗顯を載せ、婚姻を検証することができる。顯盛は秋田城介義景の六男で弘安八年（一二八五）の霜月騒動において兄泰盛とともに誅されている。父義景の妻の一人には、政村の従姉妹にあたる時房女子がいる。No.36参照。

この世代の同族婚は次に挙げる七例で、すべて第三世代同志である。

53 時実——朝時女子

54 時茂——政村女子

55 実時——政村女子⁽⁹⁾

56 有義——時隆女子

57 時親——時直女子

58 長時——時盛女子

「吾妻鏡」宝治元年（一二四七）三月廿七日条に婚姻の記事がみえる。⁽¹⁰⁾

59 業時——政村女子

「吾妻鏡」文永三年（一二六六）三月十一日条に「彈正少弼業時朝臣室^{左京兆}姫君 男子御平産云々」とみえ、婚姻を検証する。

四、第四世代 婚姻数 十

60 経時——宇都宮泰綱女子

「北條系図」にはみえないが、「吾妻鏡」寛元三年（一二四五）九月四日条に「武州室家卒去^{年十五}。是宇都宮下野前司泰綱息女也」とみえ、「宇都宮系図」は泰綱女子を載せ、「北條武蔵守室」と記し、婚姻を確認することができる。No.15、42等で既述の如く泰綱の母は時政女子、泰綱の子経綱の妻は重時女子であり親子兄妹揃って北条氏と婚姻関係を有している。

61 時頼——毛利（大江）季光女子

「北條系図」にはみえないが「吾妻鏡」延応元年（一二三九）十一月二日条に「北條五郎兵衛尉有嫁娶之儀。毛利藏人大夫入道西阿息女也」とみえる。毛利季光についてはNo.51を参照されたい。なお「大江系図」に季時女子はみえない。

62 時頼——將軍家讚岐

『吾妻鏡』宝治二年（一二四八）五月廿八日条に「左親衛幕府女房 男子平産云々。今日被授字。宝寿云々」とみえる。左親衛は時頼、宝寿は文永九年（一二七二）に二十五才で誅されることになる三郎時利（輔）である。⁽⁶⁴⁾『鎌倉年代記』は時利の母として「將軍家讚岐」と記しているが、「北條系図」は単に「家女房」とのみ記しており詳細は不明である。⁽⁶⁵⁾

63 時頼——三河局

『吾妻鏡』建長二年（一二五〇）十二月廿三日条に「相州妻三河局移二他所一（中略）是二男若公母也」とみえるだけである。なおこの三河局と前項の「左親衛幕府女房」とは同一人とも考えられるが、『吾妻鏡』ははつきり「二男」と記しており、前項の宝寿（時輔）はこのときまだ生まれていない時宗との関係で三郎を名乗ってはいるが一男と考えられ、一応別人としておくこととする。またこの二男に関しては不明である。

64 時氏女子——將軍頼嗣

『吾妻鏡』宝治元年（一二四七）五月十三日条に「未尅、御臺所年十八（中略）是故修理亮時氏之息女、左親衛乙妹也」とみえ、婚姻関係を検証することができる。

65 時氏女子——足利泰氏

「足利系図」、「尊卑分脈」に所生の頼氏がみえ、婚姻を検証することができる。泰氏は義氏の男で母は時氏女子の叔母にあたる泰時女子である。泰氏と北条氏との婚姻は二例みられ、ともに所生があるが、「足利系図」によれば時氏女子が嫡妻的立場にあつたようである。⁽⁶⁶⁾

66 時茂女子——足利家時

「足利系図」、「尊卑分脈」は所生の貞氏を載せ、婚姻を検証することができる。家時は頼氏の男である。

67 実時女子——飛鳥井雅有

『尊卑分脈』に所生の雅頭がみえ、婚姻関係を検証することができる。また雅頭の子雅行に「住関東」とみえる。雅有は従三位参議雅経の孫にあたり、父教定は頼経の下向に伴つて鎌倉にあり、「二條侍従」と「吾妻鏡」では呼ばれている。雅有は系図には従二位参議兵部卿とみえるが、『吾妻鏡』には建長二年（一二五〇）に十歳でみえ、以後「二條侍従」として散見される。おそらく父の跡を継いだものであろう。⁽⁶⁷⁾

この世代における同族婚は次の二例である。

68 長頼——実時女子

69 時頼——重時女子

諸系図にはみえないが『鎌倉年代記』時宗の条に母の記載がみえ、『関東評定衆伝』は宗政、時宗の条に「母陸奥守重時朝臣女」と記し、婚姻関係を検証することができる。また『吾妻鏡』には建長二年（一二五〇）五月廿二日から同六年十月六日まで「相州室」が二十回にわたり見出され、建長三年正月廿一日条には時宗の、同五年正月廿八日条には宗政の出産記事がみえる。⁽⁶⁸⁾

五、第五世代 婚姻数 九

70 時利（輔）——小山長村女子

「北條系図」にはみえないが、『吾妻鏡』は正嘉二年（一二五八）四月廿五日条に婚姻の記事を載せる。小山氏は下野大掾藤原秀郷を祖とし、相模の三浦、下総の千葉と並ぶ東国屈指の大族で、下野国都賀郡小山庄を本貫とする有力御家人であり、長村は朝政の嫡孫である。「結城系図」は長村女子を載せ「北條三郎時輔室」と記し、婚姻を検証することができる。なお、長村はNo.49で述べた如く実泰女子を妻としている。

71 宗頼——大友頼泰女子

「北條系図」にはみえないが『鎌倉年代記』は宗方の条に母の記事を載せ、また「大友系図」は頼泰女子を載せ「相模修理亮平宗頼室、駿河守宗方母儀」と記し、婚姻関係を検証することができる。頼泰はNo.24で触れた頼朝の落胤説もある幕府の有力者大友能直の嫡孫である。⁽⁷¹⁾

72 時宗——秋田城介義景女子（堀内殿）

『鎌倉年代記』の貞時の条に母の記載がみえ、また『尊卑分脈』は義景女子を載せ「平貞時朝臣母、号潮音院尼」と記し、『吾妻鏡』も弘長元年（一二六一）四月廿三日条に「相模太郎殿十一歳御嫁娶堀内殿」と記し、堀内殿については建長四年（一二五二）七月四日条に「秋田城介義景妻女子平産云々号堀内殿是也」と記しており、婚姻を検証することができる。義景についてはNo.36を参照されたい。

73 頼時——安達泰盛女子

他の史料から婚姻を検証することはできない。泰盛は『尊卑分脈』によると義景の三男、建長五年（一二五三）引付衆、康元元年（一二五六）には評定衆となり、弘安五年（一二八二）息男宗景に秋田城介を譲ると同時に退き、同八年霜月騒動によって誅された。

74 時親女子——葉室定藤

『尊卑分脈』は所生の光定を載せ婚姻が検証される。定藤は正三位参議、父は承久の乱に連座した光親の二男定嗣である。

75 時親女子——相模七郎政方

おそらく同族婚であると考えられるが明らかでない。

この世代の同族婚は次の三例である。

76 宗政——政村女子 第三世代

77 親時——貞時女子 第七世代

78 久時——宗頼女子 第六世代

『鎌倉年代記』の守時の条に母の記載がみえるだけで「北條系図」には記載がない。

六、第六世代 婚姻数 四

79 久時女子——足利尊氏

「足利系図」・「尊卑分脈」には義詮について「母從三位平登子、赤橋久時女」と記しており婚姻が検証される。

80 久時女子——洞院公守

「北條系図」で所生とされる実明について『尊卑分脈』

は「母法眼泰勝女」と記し、婚姻を検証することはできない。公守は公経の三男左大臣実雄の男、従一位左大臣にまで進む。「北條系図」に所生とある実明は公守の二男、正二位権大納言である。

81 久時女子——洞院公蔭

『尊卑分脈』は忠季に「母相摸守久時女」と記し、婚姻関係を検証することができる。公蔭は前項で触れた実明の子で正二位権大納言、所生には忠季のほか実文と女子一人がある。久時女子とこの公蔭との婚姻が確認されたことにより、前項 No 80 は世代的に明らかでない誤りと考えられる。

この世代の同族婚は次の一例である。

82 師時——貞時女子 第七世代

以上、六代八十二例にわたって北条氏の婚姻関係について検証を行ってきたわけであるが、最後にその結果を検討しその特徴のいくつかについて若干述べてみたい。

北条氏における婚姻で特徴的なことは、(a)各世代に必ず公家との婚姻がみられること、(b)足利氏との婚姻がみられないのは第二、第五世代だけで全体として七例の婚姻が検証され、更には『尊卑分脈』（清和源氏）に従うならば、そ

の婚姻例は十一例にもものぼるのであり、(c)また足利氏ばかりでなく三浦氏(四例)、大江氏(五例)、安達氏(五例)と特定一族との婚姻が数多くみられること、(d)一方北条氏内部での婚姻——仮に同族婚と呼称——が顕著にみられることである。

まず六世代のうち第一世代を除く全世代においてみられる同族婚についてであるが、全婚姻数八十二例のうち十五例みとめられ、第一表の如くその割合は全体では一八%を占めるだけだが、第四世代では二〇%、第六世代では二五%を占め、第三、第五世代では三三%を占めるに至っている。

またこれを女子だけに限定すると、第二表の如く総数五九名、そのうち婚姻の判明するもの五七名、うち同族婚は一名であり、全体で二五%強を占めるのであって、同族婚は北条氏の婚姻の中で大きな比重を占めていたことは明らかである。更に同族婚のみを取り上げると、第三表の如く全婚姻数十五例のうち約半分の七例が男女いずれか(または両方)が嫡系である泰時系であることは注目に値しよう。次に特定一族との婚姻についてみると、既述の如く「足利系図」からは十一例の婚姻が確認される。そして同系図は泰氏について「雖三二男一、依二本腹立家嫡」と記すが、母は北条泰時女子であつて北条氏との婚姻が重視されていることを知ることができ、更にはその子頼氏についても「雖

三二男一、依^レ為二本腹立家嫡」と記しており、泰時の嫡男時氏の女子が本腹とされ、泰時の舎弟朝時の女子の上位に位置付けられているのであつて、極めて政治的な要素を感じさせる。足利氏はしばしば述べてきた如く清和源氏、八幡太郎義家の三男、足利式部大夫義国を祖とし、その孫にあたる義兼は頼朝とは系図上では父方の又従兄弟、母方では従兄弟の關係にあり、足利氏は鎌倉將軍に近い源氏の名族であつた。そして治承、寿永の内乱で同じく頼朝の従兄弟にあたる木曾義仲、義家の弟義光の流れをくむ佐竹氏⁽¹⁵⁾、建久五年(一一九四)には佐竹氏と同じ義光流の安田義定⁽¹⁶⁾、元久二年(一二〇五)の牧氏陰謀事件によってこれと同じく義光流の平賀朝雅と、將軍に血統の近い源氏の一族が次々に歴史の表舞台から消えていった後にあつて、足利氏は同族の新田氏とともに唯一残つた清和源氏の名族ともいふべき位置にあつたといえよう。しかも足利氏の領した足利庄は現在の足利市を中心として、旧足利郡全域及び東隣の安蘇郡の一部をも含む広大な庄園であつて、足利氏は東国における一大領主としても重要な存在であつた。一方、北条氏も歴代執権職を世襲し、かつ一族の多くが幕府の要職の任にあつて幕政の中心を担い、ほぼそれを掌握する程の権力を有するに至る一族であるから、その途上にあつても、またその後にあつても両者の婚姻は相互に重要

な意味をもつたものと考えられ、結果として最終的には同家格間の婚姻という性格を帯びるに至ったものと考えられる。

また三浦氏との婚姻は系図八に示した如く四例（No. 20・22・41・46）みとめられる。三浦氏は幕府草創以来の有力御家人で、相模国三浦郡一帯を本拠とし、三浦（大）介を称し千葉・上総氏と並ぶ豪族的領主であり、他の御家人とは一線を画する存在であって、建保元年（一一二一）の和田合戦、宝治元年（一一四七）の宝治合戦と二度にわたる合戦によって滅亡するまで、一族の和田義盛は初代侍所別当をつとめ、その従兄弟にあたる義村は嘉祿三年（一一三二）から評定衆となり、その子泰村も暦仁元年（一一三三）から評定衆をつとめる等、鎌倉前期において三浦氏は北条氏に比肩しうる唯一の雄族ともいべき存在であったと考えられ、両者の婚姻も政治的な意味をもつと同時に同家格間の婚姻という性格を有していたと考えられる。

なお北条氏と安達氏との婚姻も同様の性格を有したと考えられる。すなわち、安達氏との婚姻は系図九の如く五例（No. 36・39・52・72・73）検出される。安達氏の出自は既述の如く不明であるが、景盛の父盛長は拳兵以前より頼朝に仕え、頼朝亡きあとの正治元年（一一九九）には十三名の合議機関に名を連ねている。ちなみにその十三名とは北条

時政、同義時、三浦義澄、和田義盛、比企能員、梶原景時、八田知家、足立遠元、安達盛長、藤原（二階堂）行政、中原親能、大江広元、三善康信であるが、京下りの側近官僚である二階堂、中原、大江、三善氏等を除いた有力御家人のうち、梶原、比企両氏はこの後まもなく滅亡し、三浦氏も前述の如くであるから、幕府草創以来の有力御家人としての安達氏の存在は、三浦氏亡きあと一層重要なものとなったことは疑いない。事実、延応元年（一一三九）には義景が、康元元年（一一五六）にはその子泰盛が二十五歳で評定衆となり、その兄弟頼景は引付衆、時盛、顕盛は夫々評定衆の任についている。なお安達氏は弘安八年（一一二八）十一月の霜月騒動によって滅亡する。

大江氏は京下りの幕府官僚で広元は公文所、政所の別当をつとめ、その子季光、忠成、孫にあたる泰秀、時秀、政茂、そして曾孫の宗秀と夫々引付衆、或いは評定衆をつとめた幕府内の有力官僚の家柄である。北条氏との婚姻は系図一〇に明らかのように五例（No. 27、40、50、51、61）であるが、これも家格としては同等といえようか。

この他、北条氏の婚姻で注目されることは、公家との婚姻が十五例みられるうち、特に一条能保関係との婚姻が三例、源通親関係が三例と一種の傾向性が見とめられることである。一条能保は頼朝の妹婿、源通親は土御門天皇の外

祖父として権威を誇った人物であるが、この両者との婚姻は系図一一、一二に示した如くであつて、これらの婚姻にもやはり政治的色彩が強く感じられるが、同時に婚姻圏の狭小さをも伺うことができる。なお、実時女子と婚姻した二条(飛鳥井)雅有は、系図一三に示した如く祖母は大江広元女子、叔母は秋田城介(安達)義景室であつて、北条氏と深くまた複雑な姻戚関係にあつたことを知ることができる。

最後に北条氏の婚姻八十二例を全般的に考えてみると、これまで述べてきた以外としては、比企、宇都宮、小山、大友、畠山、稲毛等をあげることができるが、その数は十指に満たぬ程度であつて、そのいずれもが婚姻時においてほぼ同格と考えられる御家人であることが注目されるのであつて、結果として、北条氏の婚姻関係は限定された範囲内において、特定の御家人(公家)との間に数代にわたる複雑な姻戚関係をとり結んでいたと考えられるのである。

むすびにかえて

本稿では刊本となつた史料だけを用いて検討を行なつており、極めて不十分なものと思うが、このような作業すらあまり行なわれていないことを考え、敢えて発表したものである。

また北条氏も歴代執権職を世襲した一族であつて特殊な家柄であり、一般御家人とは同一に論ずべくもないが、本稿を足がかりとして、今後「姻族」について考えてみたいと思つてゐる。

註

- (1) 鈴木國弘氏「一族共同知行論」とくに平安時代を中心にして——(鎌田博士選歴記念「歴史学論叢」一九六九年)、「鎌倉時代領主制の構造と一族結合——特に両者の「国衙公権」をめぐるの連関性について——(「日本歴史」二六四 一九七〇年)、「鎌倉前期・権力構成の特質と「族的結合」の歴史的位置」(「日本大学人文科学研究所紀要」十七 一九七五年)、「信濃国伴野庄諏訪上社神田相伝系図」について——(「武士団」研究の一史料——(同前二十一)、「在地領主制」(雄山閣「中世史選書2」、一九八〇年)、「中世の親族と「イエ」——中世女性史研究序説——(「歴史評論」三七—一九八一年)等。
- (2) 網野善彦氏「中世における婚姻関係の一考察——若狭二宮社務系図」を中心に——(「地方史研究」一〇七)。
- (3) 鎌倉北条氏に関しては、奥富敬之氏の「鎌倉北条氏の基礎的研究」(吉川博文館、一九八〇年)が現在のところ最もまとまつた研究書となつてゐる。なお本書巻末には「得宗関係論文一覽」が附録され非常に有用である。
- (4) 系図一(「統群書類従」巻一四〇「北條系図」)を中心に諸本を適宜参考として作成)を参照されたい。なお、これらの叙述順は、あくまで叙述の便宜上の配列であつて、系図の記載順ではない。
- (5) 「国史大系」所収「吾妻鏡」を用いた。

(6) 「吾妻鏡」では官職で人をあらわすことが多い。任官中は勿論その官職名を記すが、その人物が亡くなった場合、或いはその人物の出生等を記す場合には、この普通名詞である官職名をもって特定の個人を示すという約束がみられる。たとえば義時は元仁元年(一一二四)九月五日条に於いて「又故前奥州禪室者、存日京官外國共被_レ避_レ任之間、就_二常儀_一、偏雖_レ稱_二前奥州_一、於_二没後今_一者、可_レ奉_レ号_二右京權大夫_一之旨、被_二定下_一云々」とある。

(7) 東京大学史料編纂所架蔵影写本を書写したものを。以下註記しない限り同書を依る。

(8) 「群書類従」第四輯、巻四九、同右。

(9) 「続群書類従」第六輯下、巻一五五。系図二を参照されたい。

(10) 十四日庚午、晴、酉剋地震、亥時、佐藤伊賀前司頓、從五位上伊賀守藤原朝臣朝光年

散位光郷男、母下總守邦業女、正治年月日任_二左衛門少尉

一、建永元年庚戌四月廿五日蒙_二宣旨_一、二年四月十日敕

留去三月十三日五月廿三日辭職、承元四年三月十九日任_二伊賀守_一、建曆二年甲子十二月十日敕_二從五位上_一、

朝光は翌十五日に山城前司二階堂行政家の後山に葬られているが、このことと朝光の長子光季の母が行政女であることは何らかの關係があるのかもしれない。

(11) たとえば文治元年(一一八五)三月十一日条では「比企藤内朝宗、同藤四郎能員」とみえる。なお、能員が「幡の外祖父としての權勢を有するようになった後では立場が逆転する。」

(12) 上横手雅敏もその著書「北条義時」(吉川弘文館刊)「人物叢書」(一九五八年)の中で疑問視されており(同書五頁)、安田元

久氏も不明とされている(鎌倉幕府——その政權を担った人々——、新人物往来社刊)。

(13) 「群書類従」第二〇輯、巻第三七〇。

「承久軍物語」巻三。

(14) 「吾妻鏡」治承四年十月二日条では武蔵国に入った頼朝に対して「又足立右馬允遠元、兼日依_レ受_レ命、為_二御迎_一參向云々」とみえ、同じく八日条に「足立右馬允遠元、日者有_レ勞之上、応_二軍前召_一、參上之間、領掌郡郷事、不_レ可_レ有_二違失_一之旨、被_レ仰云々」(傍点筆者)とみえる。

(15) 「続群書類従」第五輯上、巻第一一〇。以下特に註記しない限り同書をさす。

(16) 大姫については元暦元年六月廿七日条に「堀藤次親家郎從被_二臬首_一。是依_二御台所御憤也_一。去四月之比。為_二御使_一討_二志水冠者_一之故也。其豈已後。姫公御哀傷之余。已沈_二病床_一給。(以下略)」とある。なお、三幅はこの時まだ生まれていない。

三幅については同書六月三十日条に「姫君三幅遷化十四。尼御臺所御歎息」と記している。

(17) 「吾妻鏡」同日条、及び「清和源氏系図」。

(18) 「続群書類従」第五輯上、巻第一一一。

(19) 實際は頼朝の父と義兼が従兄弟にあたる。系図三を参照されたい。「清和源氏系図」では為義が祖父の養子となっている。

(20) 「平家物語」巻第九「宇治河先陣」(岩波書店刊)「日本古典文学大系」三三、一九六〇年十一月刊行)等。

(21) 「吾妻鏡」元久二年廿一日条。

(22) 同右。承元四年(一一二〇)五月十四日条に「故畠山二郎重忠後家所領等。日來有_二子細_一。内々雖_レ及_二改易御沙汰_一、不

- (23) 可^レ有^二殊事^一之由。今日被^二仰出^一云々」とみえる。
 「吾妻鏡」元暦元年五月廿日条に「(前略)并御一族源氏之中。範頼・廣綱・義信等可^レ被^レ聽^一一州國司^一。内々可^レ被^二計奏聞^一之趣也」と頼朝の高階泰経宛の書状にみえ、同六月廿日に鎌倉に到着した除書に「武藏守同義信」とみえる。
- (24) 大内氏は頼義の三男義光の流れをくみ、義光流では佐竹氏亡きあと武田氏と並ぶ清和源氏の名族であり、時政と牧氏は牧氏所生の女の婿である朝雅を頼家にかわって將軍職としようとした。企てた。
- (25) 系図四を参照。
- (26) 「統群書類従」第六輯下、卷第一五二。
- (27) 「群書類従」卷第四九「関東評定衆伝」によれば泰綱は寛元元年(一二四三)に評定衆となり、弘長元年(一二六一)五十九才で京都に卒する迄その任にあり、景綱は文永六年(一二六九)に引付衆が置かれると直ちにその任にあたり、文永十年に評定衆になり弘安七年(一二八四)までその任にあつた。そして時宗没とともに出家し連瑜と号している。なお系図によれば貞綱も引付衆となっている。
- (28) 系図五を参照。
- (29) 「吾妻鏡」元久二年八月七・十一・十七・十九日条。
- (30) 「明月記」天福元年(一二三三)五月十八日条(国書刊行会、一九六九年)。なお、天福年間頃の頼綱の動向は不明である。
- (31) 「統群書類従」第七輯上、卷第一六七。
- (32) 「吾妻鏡」養和元年(一一八一)九月廿七日条。その他、「平家物語」「源平盛衰記」「太平記」等に詳しい。所生の通久の承久の乱での活躍は系図に詳しいが、通信はこの時京方についてらしい。
- (33) 「吾妻鏡」元久二年六月廿三日条。
- (34) 同右。建久五年二月二日条。
- (35) 「統群書類従」第六輯上、卷第一三八。
- (36) 「吾妻鏡」嘉禎三年(一二三三)六月一日条によつて確認される。
 一日庚辰、矢部禪尼法名阿賜^二和泉國吉井郷御下文^一者。前遠江守盛連依^レ令讓附^一也。彼御下文。五郎叱頼被^レ持^二向三浦矢部別庄^一云々。是駿河前司義村娘也。始為^二左京兆室^一。生^二故修理亮^一。後為^二盛連室^一。為^二光盛・盛時・盛連等母^一云々。
- (37) 泰村は泰時女子と婚姻関係にある程である。
- (38) 「関東評定衆伝」は「入道大納言家治部卿中宮大夫進平時親女」と記している。
- (39) 重時は建長元年六月四日に陸奥守に任じられ、以後弘長元年に卒するまでその任にあつた。
- (40) 「統群書類従」第六輯上、卷第一五〇。
- (41) 同右。第六輯下、卷第一六一。
- (42) 「吾妻鏡」治承四年(一一八〇)八月六日条。
- (43) 「統群書類従」第七輯上、卷第一六五。
- (44) 「吾妻鏡」承久三年(一二二二)五月廿三日条。
- (45) 「統群書類従」第七輯下、卷第一七六。
- (46) 廿日壬午。齋。戊刻。伊豫中将実雅朝臣一條入道二品嫁^二于右京兆嫡女母伊賀守迎^二大倉家右京兆所勝屈所勝侍十人恩從。今日雖^レ為^二復日^一。依^レ無^二日次^一有二用^一云々。
- (47) 「吾妻鏡」同日条。
- (48) 建保元年(一二二三)五月二日条。和田合戦の記事につづいて「又侍從能氏高能柳子安權守範高熱田大倉司等求納涼之地^一。今

日道「逢邊土」。而聞「驛動之由」一奔參。路巷皆為「戰場」。仍兩人共扣「馬於山内邊」之處。伺「義盛退散之隙」。參「法花堂」云々」とある。

(49) 「吾妻鏡」建久五年八月十四日条。

(50) 承久三年(一二二二)五月廿一日条。

(51) 「関東評定衆伝」。

(52) 同右。

(53) 宝治元年(一二四七)六月十一日条。

同書、同年六月十六日条にも「今日、被_レ仰_レ越後入道御返_レ。

孫子太郎信時矣。外姪之寄。更非_二怖畏之限_一」とみえ、「姪」はやはり「原作孫」とある。ちなみに、同書「吉川家本」同年六月十一日条は「姓」、同十六日条は「姪」となっており、「国史大系本」編者は「吉川家本」十六日条から「姪」としたものである。

(54) この婚姻は「北條系図」にはみえない。「宇都宮系図」はこの他にも北条氏との婚姻を記しており、その点については後述する。

(55) 「関東評定衆伝」。

(56) 北条義時と時房は兄弟であっても非常に年が離れており、時房は義時の長子泰時より七歳年長であるにすぎない。時氏は、泰時二十一歳の所生であるから年令的にはさほど不自然ではない。

(57) この泰時女子は「吾妻鏡」寛喜二年八月四日条に「酉刻、武州御息女_{駿河次郎}妻室_{逝去}年廿五_{座前後数十ヶ日}惱乱。遂以如斯。」とみえる。

(58) 唐橋氏に「通治」はなく「通春」あり。おそらく同音による誤りであろう。

(59) 「統群書類従」第六輯下、巻第一五六。巻第一五五。

(60) 系図六参照。この点については後述する。

(61) 「吾妻鏡」は康元元年(一二五二)九月廿八日、文応元年(一二六〇)三月廿一日、両日条に「越後守室」の病の記事を載せるが、この政村女子が否かは不明である。

(62) 廿七日庚寅、今晚越後入道息女上落。是依_レ可_レ嫁_二于六波羅相模大夫將監長時朝臣_一也。

(63) 時頼は「関東評定衆伝」によれば寛元二年(一二四四)閏七月廿七日に左近將監に任じられている。

(64) 「統群書類従」巻一四〇所載の「北条系図」(鎌倉)は二本とも時利(輔)の幼名を「宝壽」と記している。

(65) 「吾妻鏡」文応元年(一二六〇)正月十五日条、同十一月廿七日条に「比企判官能員女子讚岐局」がみえるが、年令的に同一人とは考えがたい。

(66) No.45を参照されたい。

(67) 父教定は文永三年(一二六六)四月八日に卒するまで鎌倉にあった。三月卅日は和歌会に出席しており、八日条には「前左兵衛督正三位藤原朝臣教定卒。日來所煩瘡也。」とみえる。

(68) この相州室は建長三年(一二五一)正月廿一日、同五年正月廿八日に「男子平座」とみえる。「関東評定衆伝」によれば時宗は正嘉元年(一二五七)に七才で元服とあり逆算すると建長三年生まれ、同じく宗政も弘安四年(一二八二)に廿九才で卒すとあり、逆算すると建長五年生まれと判明し、この相州室が重時女子であることは明白である。なお宗政の生まれた際の奥州(重時)については「吾妻鏡」は「又奥州被_レ馳参_二施別祿等_一」と記している。

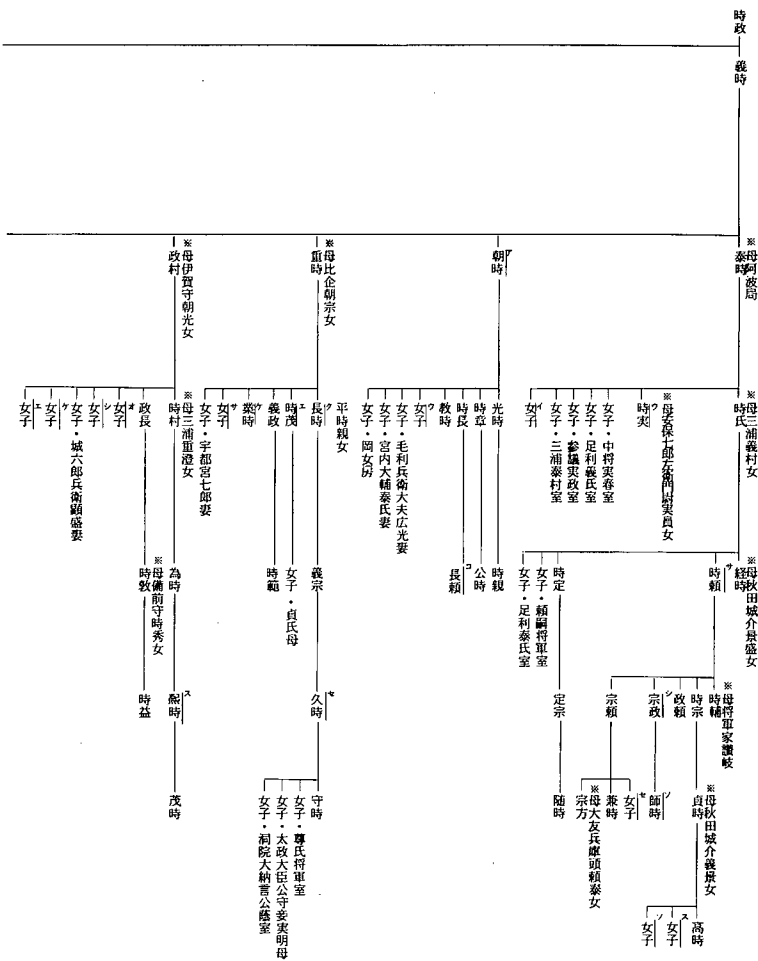
(69) (前略)今日、相模三郎時利_{十一歳}嫁_二小山出羽前司長村娘_一。

(70) 「統群書類従」第六輯下 巻第一五五

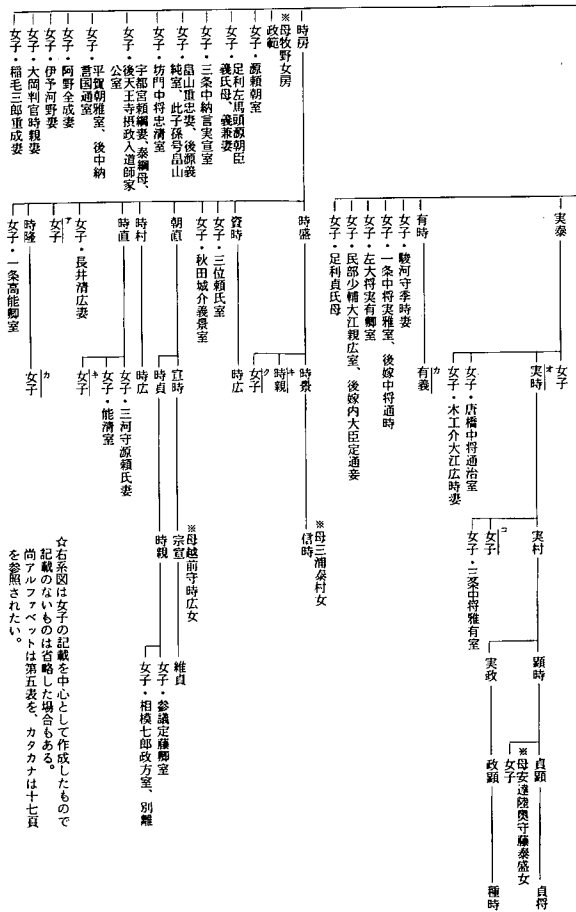
- (71) 「大友系図」(『続群書類従』卷第一五〇)は能直について「母大友四郎大夫平経家女。号「利根局」。為「右大將家之妾」。既而懷抱。賜「之親能」と記している。能直が頼朝の庶子であるか否かその真偽は別として、『吾妻鏡』が「無双龍仁也」と伝える如く、頼朝の殊寵を得たことは確かであろう。
- (72) 「大友系図」によれば能直の嫡子親秀の女子は「相摸三郎平資時入道貞如室」であるという。
- (73) 系図七参照。
- (74) 註(19)参照。
- (75) 「吾妻鏡」治承四年(一一八〇)十月廿七日、同十一月四日条。
- (76) 「吾妻鏡」建久五年(一一九四)八月十九日条。
- (77) 渡辺世祐氏「足利庄及足利学校について」(『史学雑誌』三五―二)による。
- (78) No.67を参照されたい。
- (79) 系図一四参照。

系圖一 北条系圖

「統群書類從」卷第一四〇
「鎌倉年代記」「関東評定衆伝」
「將軍執權次第」等より作成

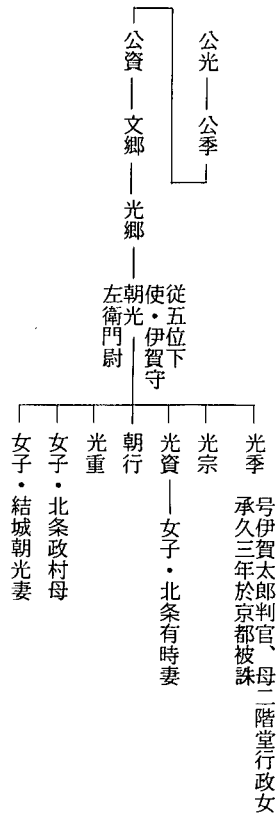


中世武士社会に於ける婚姻関係

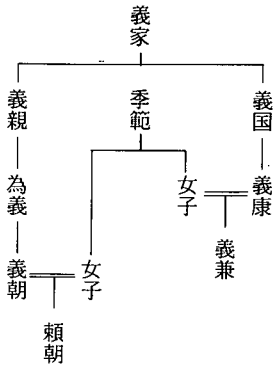


☆右系図は女子の記載を中心として作成したもので記載のないものは省略した場合もある。尚アルファベットは第五表を、カタカナは十七頁を参照されたい。

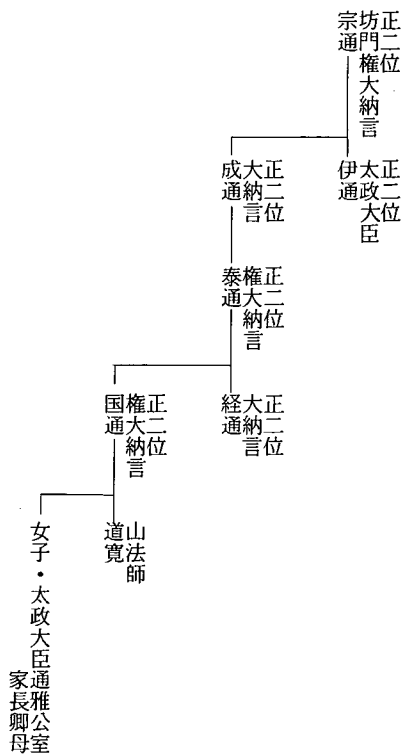
系図二 『統群書類従』卷一五五、「佐伯系図」より抜すい



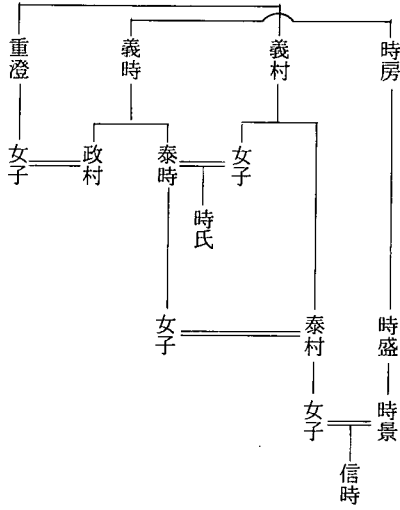
系図三



系図四 『尊卑分脈』(頼宗公孫)より抜すい

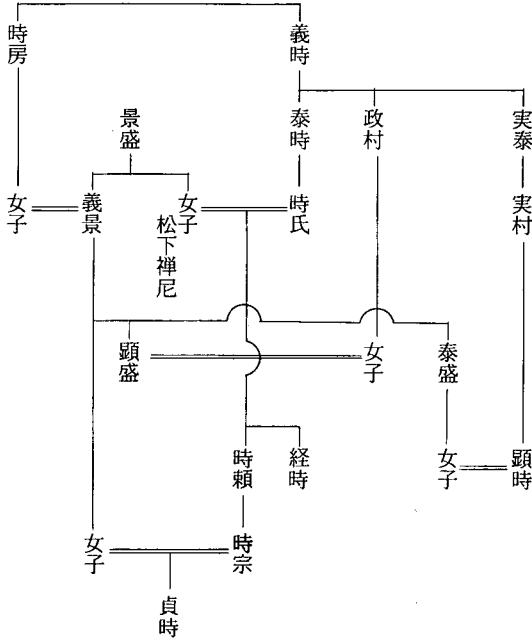


系図八 北条氏と三浦氏の婚姻関係図



婚姻関係を優先した関係から、兄弟姉妹の順は、逆になっていることもある。以降系図一三を除いて同様である。

系図九 北条氏と安達氏との婚姻関係図



第一表

| | | | | | | | |
|---|----|------|------|----|------|------|------|
| | I | II | III | IV | V | VI | 全体 |
| 全 | 19 | 19 | 21 | 10 | 9 | 4 | 82 |
| 同 | 0 | 2 | 7 | 2 | 3 | 1 | 15 |
| % | | 10.5 | 33.3 | 20 | 33.3 | 25.0 | 18.3 |

第三表

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------------|--------|---------|--------------|---------|-------------|-------------|--------|------|--------|--------|---------|-------------|--------------|----|
| ソ | セ | ス | シ | サ | コ | ケ | ク | キ | カ | オ | エ | ウ | イ | ア | |
| 82 | 78 | 77 | 76 | 69 | 68 | 59 | 58 | 57 | 56 | 55 | 54 | 53 | 38 | 37 | Na |
| 師時 | 久時 | 淑時 | 宗政 | 時頼 | 長頼 | 業時 | 長時 | 時親 | 有義 | 実時 | 時茂 | 時実 | 朝直 | 朝時 | 男子 |
| 貞時女子 | 宗頼女子 | 貞時女子 | 政村女子 | 重時女子 | 実時女子 | 政村女子 | 時盛女子 | 時直女子 | 時隆女子 | 政村女子 | 政村女子 | 朝時女子 | 泰時女子 | 時房女子 | 女子 |
| イトコの子 | ◎ | ◎ | ◎ | 大叔母 | ハトコ | イトコ | ハトコ | イトコ | ハトコ | イトコ | イトコ | イトコ | イトコの子 | イトコ | 続柄 |
| 相模師時室 | ◎所生の守時に母の記載あり | 相模守 時室 | 左近大夫宗政妻 | ◎◎所生の時宗・宗政あり | 備前三郎長頼妻 | ◎文永三年三月十一日条 | ◎宝治元年三月廿七日条 | 右馬介時親妻 | 有義妻 | 越後守実時妻 | 陸奥守時茂妻 | 武蔵二郎時実妻 | ◎寛喜三年四月十九日条 | ◎所生教時に母の記載あり | 備考 |

◎は「関東評定伝」を示す
 ◎は「吾妻鏡」を示す
 ◎は「鎌倉年代記」を示す
 ◎はハトコ以上の薄い血縁を示す。続柄は男性を中心としている。

第二表

| | |
|------|-----|
| 総人数 | 59人 |
| 婚姻数 | 57人 |
| 婚家先 | |
| 北条一門 | 15人 |
| 公 卿 | 11人 |
| 足利氏 | 6人 |
| 源家一門 | 5人 |
| 大江氏 | 3人 |
| 安達氏 | 2人 |
| 宇都宮氏 | 2人 |
| 三浦氏 | 1人 |
| 諸 家 | 8人 |
| 不 明 | 3人 |